

EZO ダートスラローム 2005

特別規則書

day : 2005・7・10 SUN
organizer : モータースポーツクラブ エゾ
place : オートスポーツランドスナガワ

公 示

本競技会は、日本自動車連盟(JAF)公認のもとに国際自動車連盟(FIA)の国際モータースポーツ競技規則及びその付則、並びにそれに準拠したJAF国内競技規則及びその付則、「JAF北海道地域クラブ競技会」(以下JMRC北海道)スラローム共通規定、JMRC北海道ダートトライアルジュニアシリーズ共通規定、及び本競技会特別規則書に従って開催される。

第1条 競技会名称

2005年JMRC北海道ダートトライアルジュニアシリーズ第6戦
2005年JMRCオールスター選抜
EZOダートスラローム2005

第2条 競技会種目

ダートトライアル

第3条 格 式

JAF公認地方競技(クローズド併設)

第4条 開催日

2005年7月10日(日曜日)

第5条 開催場所

オートスポーツランド スナガワ

第6条 オーガナイザー

モータースポーツクラブ エゾ(EZO)

第7条 大会役員

組織委員長 前鼻 一洋
組織委員 木野村 勇

第8条 大会審査委員会

審査委員長 石川 和男 (CSCC)
審査委員 北川 一二三 (SCDC)

第9条 大会競技会役員

競技長 伊藤 正幸
コース委員長 櫻田 聡
計時委員長 斉藤 千尋
技術委員長 福田 安則
救急委員長 木野村 勇
事務局長 前鼻 一洋

第10条 公式通知

本規則に記載されていない競技運営に関する実施細目及び指示事項は「公式通知」によって示される。

第11条 クラス区分

J-1クラス 気筒容積1600cc以下の4輪駆動のN.B.SA車両
J-2クラス 気筒容積1600cc以下の2輪駆動のN.B.SA車両
J-3クラス 気筒容積1601cc以上の2輪駆動のN.B.SA車両
J-4クラス 気筒容積1601cc以上のJ-5クラス以外の4輪駆動のN.B.SA車両
J-5クラス 4輪駆動のN.B.SA車両のうちランサー2000ccターボとインプレッサ2000ccターボ
SC-Dクラス 2005年JAF国内車両規定に準拠する。
賞典外クラス 気筒容積による区分なし
クローズドクラス 気筒容積による区分なし
※但し、賞典外クラス、クローズドクラスについては北海道ダートトライアルジュニアシリーズの対象とはならない。

第12条 参加者人数制限

180名までとする。(但し賞典外、クローズドクラスは除く)

第13条 参加料(1名につき)

シリーズ対象クラス 16,000円
賞典外クラス 9,000円
クローズドクラス 6,000円

- (1)但し、JMRC北海道に加盟するクラブ団体の構成員であることが競技ライセンスに押印された登録印によって確認出来る者は上記参加料より3,000円を差し引いて申込むこと。(賞典外、クローズドクラスを除く)
- (2)JMRC北海道互助会会員であることを競技会当日に加入証によって確認出来た者は、当日1,000円を返金する。(クローズドクラスを除く)

第14条 参加受付期間

大会開催日の14日前より8日前まで

第15条 参加申込先

参加を希望する場合は、所定の参加申込書にクラス区分、必要事項を正確に記入し、署名捺印のうえ、期日までに規定の参加料を添えて申込むこと。

(郵送の場合)(現金書留に限定)

〒063-8799 札幌市西区山の手 札幌西郵便局留

EZOダートスラローム 2005 大会事務局

TEL 090-2817-4177(前鼻) [20時~23時] FAX 011-663-9348

- (1)オーガナイザーは、理由を明示することなく、参加を拒否する権限を有する。(この場合参加料は、手数料1,000円を引いて参加者返還する)
- (2)参加受付期間は、オーガナイザーの都合で変更することがある。
- (3)正式参加受理後の参加料の返還はしない。
- (4)参加申込みの確認は、受理票の発送をもって代える。(大会2日前迄に郵送されない場合は必ず大会事務局に連絡のこと)

第16条 タイムスケジュール

参加確認 AM 08:00~AM 08:30
公式事検 AM 08:00~AM 08:45
慣熟歩行 AM 08:45~AM 09:45
プリーフィング AM 09:50~
競技開始 AM 10:10~

第17条 賞 典

各クラス 1~3位 トロフィー、JAFメダル、賞金、副賞
4位以下 トロフィー、副賞
(但し、参加台数の30%以内で最大6位迄とする)

第18条 ゼッケン番号

オーガナイザーにて決定し、これに対する抗議は一切受け付けない。

第19条 スタート順

スタートは原則として、各クラス毎、ゼッケン順とする。

第20条 付 則

1. 本規定及び競技に関する諸規則(特別規則書、公式通知を含む)の解釈に疑義が生じた場合は、競技会審査委員会の決定を最終とする。
2. 本規則書に記載されていない事項については、JAF国内競技規則とその付則及びJMRC北海道スラローム共通規定、JMRC北海道ダートトライアルジュニアシリーズ共通規定に準ずる。